

令和5年5月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ワ)第5801号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和5年1月18日

判 決

東京都品川区東五反田一丁目2番38号

原 告 幸 福 の 科 学
同代表者代表役員代務者 石 川 悦 男
同訴訟代理人弁護士 佐 藤 悠 人
同 水 谷 共 宏
同 木 村 勇 太
同 近 藤 弘 成
同 宮 原 正 志

東京都千代田区紀尾井町3番23号

被 告 株 式 会 社 文 藝 春 秋
(以下「被告文藝春秋」という。)

同代表者代表取締役 中 部 嘉 人

被 告 大 川 宏 洋
(以下「被告宏洋」という。)

上記兩名訴訟代理人弁護士 喜 田 村 洋 一
同 藤 原 大 輔

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して330万円及びこれに対する被告文藝春秋
については令和2年3月18日から(ただし、被告宏洋との連帯の範囲は、同
月25日から)、被告宏洋については同月25日から各支払済みまで年5分の
割合による金員を支払え。

- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを20分し、その19を原告の負担とし、その余は被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して5500万円及びこれに対する訴状送達の日
の翌日（被告文藝春秋につき令和2年3月18日、被告宏洋につき同月25
日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告文藝春秋は、同被告発行の「週刊文春」誌上に、この判決の確定の日か
ら2週間以内に、別紙1謝罪広告目録記載の謝罪広告を、同記載の掲載条件で
1回掲載せよ。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、宗教法人である原告が、被告文藝春秋の記者が被告宏洋から聞き取
った内容を掲載した記事により原告の社会的評価が低下して無形の損害を被っ
たとして、被告文藝春秋に対しては使用者責任及び被告宏洋との共同不法行為
に基づき、被告宏洋に対しては被告文藝春秋との共同不法行為に基づき、被告
らが連帯して損害賠償責任を負うとして、被告らに対し、慰謝料等として合計
5500万円及びこれに対する訴状送達の日
の翌日（各被告につき第1の1に
記載の日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のも
の）所定の年5分の割合の遅延損害金の連帯支払を求めるとともに、被告文藝
春秋に対し、民法723条の名誉を回復するのに適当な処分として謝罪広告を
掲載することを求める事案である。

2 前提事実等

次の事実は、当事者間に争いがないか、揭示の証拠及び弁論の全趣旨によっ

て容易に認められる。

(1) 当事者等

ア 原告は、大川隆法（以下「大川総裁」という。）を開祖とし、「四正道の教義をひろめ、恒久ユートピアを建設すること」等を目的とする宗教法人である。

イ(ア) 被告文藝春秋は、雑誌、書籍の発行、販売等を目的とする株式会社であり、週刊雑誌「週刊文春」（以下「本件雑誌」という。）を刊行している。

(イ) 被告宏洋は、大川総裁の長男である。

(2) 被告文藝春秋による記事の掲載

被告文藝春秋は、被告宏洋にインタビューを行った上で、平成31年2月21日発売の本件雑誌2019年2月28日号138頁から142頁までにおいて、「大川隆法長男（29）独白6時間『清水富美加との“結婚強制”』』と題する記事（以下「本件記事」という。）を掲載した。本件記事の内容は、別紙2のとおりである。

(3) 本件記事の記載内容

本件記事には、次の各記載がある。

ア 「大川隆法長男（29）独白6時間『清水富美加との“結婚強制”』』という見出し（以下「本件見出し」という。）

「『彼女と結婚しなさい』父から女優・清水富美加さん（千眼美子に改名）との結婚を初めて迫られたのは、二〇一七年一月末のことでした。」

「突然、父から富美加さんとの結婚を迫られた僕は、『彼女にはすでに決まっている仕事もあるし、駄目でしょう』と反論しました。」

「どうしても彼女との結婚を受け入れられなかった僕が、同年十一月十八日、『清水さんと結婚はしません』ときっぱり断ると、父は怒り狂い

ました。」

「『子供の結婚相手は当然自分が決めるもの』と思い込んでいる父は、僕が結婚を拒否したことにかなりショックを受けていました。」

(以下、本件記事中の上記の部分の記載を「記載1」という。)

5 イ 「続けて父は『彼女には芸能事務所を辞めさせるから』と言うのです。」

「父は彼女に連絡を入れ、所属していた芸能事務所を契約途中で辞めることを承諾させました。その翌日から彼女は仕事を一方的にキャンセルし、撮影現場に行かなくなったそうです。それが“出家騒動”の真相で

10 す。」
「僕と結婚させるため芸能事務所を辞めさせたのに、メンツを潰されたと感じたのでしょう。」

(以下、本件記事中の上記の部分の記載を「記載2」という。)

15 ウ 「東大合格を義務づけられた」という小見出し

「教育方針は異常でした。小学校に上がる前から、『とにかく東大法学部に現役合格せよ』と言われ、義務付けられていました。『東大早慶以外は大学ではない』と言うのです。『何事も一番でなければ意味が無い』というのが、父からの唯一の教えでした。」

(以下、本件記事中の上記の部分の記載を「記載3」といい、記載1から記載3までを「本件各記載」と総称する。)

(4) 本件各記載の摘示事実

ア 記載1について

記載1は、次の事実を摘示するものである。

- 25 ① 大川総裁が、被告宏洋に対し、突然、「彼女（清水富美加を指し、以下、同人を「清水」という。）と結婚しなさい」などと述べ、被告宏洋が「駄目でしょう」などと反論したものの、大川総裁が「決まっ

たことだから」などと述べて、これに全く取り合わなかった事実

- ② ①の後、被告宏洋が、大川総裁に対し、「清水さんと結婚はしません」と述べて断ったところ、大川総裁は強く怒り、またショックを受けた様子であった事実

5 イ 記載2について

記載2は、次の事実を摘示するものである。

- ① 大川総裁が、被告宏洋と結婚させるため、清水に連絡し、清水に、所属している芸能事務所を契約途中で辞めることを承諾させた事実
- ② ①のやり取りの翌日から清水が仕事を一方的にキャンセルし、撮影現場に行かなくなった事実
- ③ 清水が、所属していた芸能事務所を辞め、原告に出家した背景には、①の事実があったという事実

ウ 記載3について

15 記載3は、大川総裁が、被告宏洋が小学校に入学する前から、被告宏洋に対し、「とにかく東大法学部に現役合格せよ」、「東大早慶以外は大学ではない」と述べ、また、「何事も一番でなければ意味がない」などと述べる教育方針をとっていたとの事実を摘示するものである。

3 争点

- 20 (1) 本件各記載による原告の社会的評価の低下の有無（争点1）
- (2) 本件各記載の真実性・相当性（争点2）
- (3) 被告宏洋の情報提供行為と原告の社会的評価の低下との間の因果関係の有無（争点3）
- (4) 原告の損害の有無、損害額及び謝罪広告の要否（争点4）

4 争点1（本件各記載による原告の社会的評価の低下の有無）に関する当事者の主張

25

【原告の主張】

(1) 本件記事が原告に関するものといえること

原告は、大川総裁が代表役員を務めるのみならず、教祖であり信仰の対象となっていることを公表しており、原告が、大川総裁の説く教義を広め、大川総裁の指導に従い信者を教化育成することなどを行う宗教団体であると広く認識されている。そのため、大川総裁の全人格に対する社会的評価を低下させることは、原告の社会的評価の低下に著しい影響を与える。

そして、本件記事には、冒頭頁の右上に、原告の名称及びロゴの表示のある建物が大きく掲載され、大川総裁が原告の創始者であること、原告の設立年度や原告が公表している信者数の推移、原告の後継者問題が記載され、リード文にも「教団を去り、教祖である父と決別」、「総裁である父」と、大川総裁の原告内での立場や役職が記載されている。このように、本件記事は、一般読者が原告と大川総裁との関係性を強く意識する構成となっているから、一般読者は、本件記事を原告に関する記事でもあるとして読み進めるものといえることができる。

(2) 記載1について

ア 記載1が大川総裁の社会的評価を低下させること

前記2(4)アの摘示事実からすれば、記載1は、一般読者に対し、大川総裁は、息子の自由意思を意に介さず婚姻させようとする非常識かつ独善的な人物であるという印象を与え、大川総裁の社会的評価を低下させる。

そして、本件見出しは、見開き紙面の上部約3分の1を占め、大きな活字で「清水富美加との“結婚強制”」と強調して記載されており、大川総裁が息子の自由意思を抑えつけて、清水と無理に結婚させようとしたと評価する記載である。

また、記載1中の結婚を「迫られた」との記載や「怒り狂(った)」という記載も、大川総裁が被告宏洋の意思を異常に激しく抑えつけようとしたという評価に関する記載である。そして、このような評価は、直接

そのような体験をしたという被告宏洋によるものであるから、一般読者に対し、実体験者の語るものとして強い印象を与え、大川総裁の社会的評価を更に強く低下させる。

5
その上、本件記事には、「子供の結婚も（父の趣味のウサギの繁殖と）同じ感覚なんでしょう」という被告宏洋の感想又は論評も記載され、これにより、一般読者に対し、大川総裁が息子の人格や人間性を意に介さない人物であることを、殊更に強く印象付けている。

イ 記載1が原告の社会的評価を低下させること

10
前記(1)のとおり、大川総裁の全人格に対する社会的評価は、原告の社会的評価に著しい影響を与える。そして、記載1は、一般読者に、原告は、息子の自由意思を意に介さず激しく抑えつけ、無理に婚姻させようとする非常識かつ独善的な人物が開祖かつ教祖であり、信仰の対象となっている宗教団体であり、このような教祖によって説かれる原告の教義の信用性や、信者の教化育成の適切性につき強い疑義を生じさせるものであ
15
って、原告の社会的評価を低下させ、宗教法人である原告の主たる目的の遂行を阻害する。

(3) 記載2について

20
前記2(4)イの摘示事実からすれば、記載2は、一般読者に対し、原告は、信者を教導すべき地位にある教祖自らが、私益目的の不合理な理由により、周囲に多大な迷惑を与える非常識な連絡をして信者を出家させるような団体であるとの印象を与えるから、原告の社会的評価を強く低下させる。

25
また、原告は、心身に不調を来した清水を救済するために出家させ、清水はドクターストップにより仕事の継続が不可能となったとの公式発表を行っており、その内容は、報道等により一般読者に広く周知されている。そして、記載2は、清水が出家した理由についての「真相」は、被告宏洋と結婚させるためであったと記載していることからすれば、一般読者に対し、原告は、

清水の出家の理由について、虚偽の公式発表を行った信用できない団体であるとの印象を与える。また、仮に、当該公式発表につき一般読者が知識を有しないとしても、原告は、事件の本当の事情を隠していた信用できない団体であるとの印象を与える。したがって、記載2は、原告の社会的評価を低下させる。

(4) 記載3について

ア 記載3が大川総裁の社会的評価を低下させること

前記2(4)ウの摘示事実のうち、「とにかく東大法学部に現役合格せよ」との教育方針は、息子の意思に関係なく最難関大学の看板学部への現役合格を強いる偏狭かつ異常な学歴至上主義的な教育方針である。また、「東大早慶以外は大学ではない」と述べる教育方針は、他の大学を見下して「大学」という名前にすら値しないと述べる差別主義的教育方針である。さらに、「何事も一番でなければ意味がない」と述べる教育方針は、順位に過剰にこだわり、2番以下の人の存在を無視する偏狭かつ異常な勝利至上主義的教育方針である。

したがって、記載3は、一般読者に対し、大川総裁は、学歴至上主義的・差別主義的・勝利至上主義的な偏狭かつ異常な教育方針をとっていたとの印象を与えるものであり、大川総裁の社会的評価を低下させる。そして、「教育方針は異常でした」という被告宏洋の論評が読者に対してより強い印象を与え、原告の社会的評価を更に強く低下させる。

イ 記載3が原告の社会的評価を低下させること

前記(1)のとおり、大川総裁の全人格に対する社会的評価は、原告の社会的評価に著しい影響を与える。また、原告は、複数の教育事業も行っているから、大川総裁の息子に対する教育方針は、原告の教育に関する教義や信者子弟への教育方針、原告の教育事業に対する信頼性に大きな影響を与えるものと一般に理解される。そして、記載3は、一般読者に対し、

原告は、前記アのような、学歴至上主義的・差別主義的・勝利至上主義的な偏狭かつ異常な教育方針をとっていた人物が教祖であり、信仰対象ともなっている宗教団体であって、原告の教義は信用できず、適切な信者教化も行えない宗教団体であるとの印象を与えるものであって、原告の社会的評価を強く低下させる。

(5) 被告らは、本件記事の体裁から一般読者が一方当事者の説明と理解し、原告の社会的評価を低下させないと主張する。

しかしながら、本件記事は、被告宏洋が自ら体験したと称する事実について、臨場感をもって具体的かつ詳細に記述するものであり、一般読者は、被告宏洋の発言内容を信用するのが通常であるから、上記の被告らの主張は失当である。

【被告らの主張】

(1) 本件記事は原告に関するものではないこと

本件記事は、大川総裁と被告宏洋との家庭内の結婚・教育に関するやりとりを報じたものであって、大川総裁個人としての行動に向けられたものである。そして、原告は、大川総裁とは別人格の法人であるから、大川総裁に関する記述が、直接的に原告の社会的評価に影響を与えることはない。

大川総裁は、原告の教祖であるとしても、家庭においては被告宏洋の親であって、親として、子の結婚や教育について、一般的にみられるような言動をしていたということを報じたとしても、原告の教義、儀式行事の内容及び信者の教化育成の手法又は方針等について影響を与えるものではない。

したがって、一般読者が、本件記事が原告に向けられたものと理解することはなく、原告の社会的評価は低下しない。

(2) 記載1について

記載1は、婚姻をめぐって親子間で考え方が異なったために、親子間で争いが生じたことを一般読者に理解させるものである。

婚姻が、当人たちのみならず、その親にとっても重大な関心事であり、婚姻をめぐって親子間で考え方が異なることは、ままたることである。一般読者は、そのような事実に接しても、親又は子に特段の悪感情を抱くことはなく、各々の人格的利益が毀損されることもない。

まして、原告の教義、儀式行事の内容及び信者の教化育成の手法又は方針等と無関係の記載1の事実摘示によって、原告の社会的評価が低下することはない。

(3) 記載2について

記載2の摘示事実のうち、清水が仕事を一方的にキャンセルして撮影現場に行かなくなったという事実は、清水に関する事実であって、大川総裁や原告に関する事実ではない。また、清水に連絡した主体は大川総裁であるから、別人格の法人である原告が不適切な連絡を行う団体と理解されることはない。したがって、この事実を報じたとしても、原告の社会的評価が低下することはない。

また、清水が所属していた芸能事務所を辞めて原告に出家した背景には、被告宏洋と結婚させるという大川総裁の考えに基づく行動があったとしても、この事実は、婚姻をめぐって、大川総裁と被告宏洋との間で考え方が異なつたという事実経過の一例として理解されるにすぎず、前記(2)と同様、これにより大川総裁の人格的利益が毀損されることはない。まして、原告の教義、儀式行事の内容及び信者の教化育成の手法又は方針等と無関係な記載2の事実摘示によって、原告の社会的評価が低下することはない。

さらに、清水が精神的に限界であったので出家者として迎え入れたという事実と、清水が被告宏洋と結婚するために所属していた芸能事務所を辞めたという事実は両立し得る。加えて、本件記事では清水の出家についての原告の公式発表等については触れておらず、当該原告の公式発表等の詳細について、一般読者が知識を有していたともいえないから、原告が虚偽の事実を公

式発表するような信用できない団体と理解されることもない。

(4) 記載3について

親が子に対し、良い大学に進学することで社会において活躍することや、一番をとるといふ成功体験を繰り返させることで健やかに成長することを願
い、「とにかく東大法学部に現役合格せよ」、「東大早慶以外は大学ではな
い」、「何事も一番でなければ意味がない」などの発言を行うなどして厳し
い教育方針をとることは、何ら珍しいことではない。したがって、一般読者
は、そのような事実に接しても、大川総裁に特段の悪感情を抱くことはなく、
同人の人格的利益が毀損されることはない。

まして、原告の教義、儀式行事の内容及び信者の教化育成の手法又は方針
等と無関係の家庭内での発言を取り上げた記載3の事実摘示によって、原告
の社会的評価が低下することはない。

(5) 以上に加え、本件記事においては、本件記事が被告宏洋の独白であること、
被告宏洋が原告を去って大川総裁と対立関係にあること、原告の広報局が清
水との強制結婚という被告宏洋の独白内容を否定したことが明示されている。
このような本件記事の体裁に照らして、一般読者は、各記載の摘示事実が客
観的な事実であると即断することではなく、一方当事者からの説明と理解する
のであって、その点からも原告の社会的評価を低下させることはないとい
うべきである。

5 争点2（本件各記載の真実性・相当性）に関する当事者の主張

【被告らの主張】

(1) 公共性及び公益目的について

原告は、多数の信者を擁し、政治団体である幸福実現党とも深い関係があ
る宗教法人であるから、その教義や教祖である大川総裁の言動等には広く公
衆の関心が寄せられるものである。したがって、本件記事が報じた内容は、
公共の利害に関する事実についてのものである。

また、被告らは、そのような意義を踏まえ、市民の知る権利に奉仕するものと判断して、本件記事を報じたのであるから、被告らが専ら公益を図る目的で本件記事を掲載したことは明らかである。

(2) 記載1の真実性について

5 ア 平成29年1月末から同年2月頃、被告宏洋は、大川総裁、清水及び清水の父親とともに、大川総裁の自宅で食事をした。

その翌日、大川総裁は、被告宏洋に対し、突然、「清水には、今の事務所を辞めさせる。宏洋は彼女と結婚しなさい。」と言い始めた。被告宏洋は、大川総裁に対し、「彼女にはすでに決まった仕事もあるし、駄目
10 でしょう。」と反論したが、大川総裁は、「決まったことだから。」、「あの富美加ちゃんだぞ。」などと言い、全く取り合わなかった。

イ 被告宏洋は、後記(3)のとおり、清水が仕事を途中で投げ出して出家するという筋を通さないやり方をするのを見て、結婚相手として受け入れることは到底できなかった。

15 また、平成29年9月頃から同年11月頃、被告宏洋と清水が出演する映画の撮影が行われた際、清水は台本に不満を言ったり、撮影スタッフの陰口を言うなど、感情の浮き沈みが激しく、その様子を見た被告宏洋は、清水とは一緒に生活できないと感じた。

さらに、清水は熱心な信者ということになっていたが、ある程度の信仰
20 心を持つ信者であれば当然知っているはずの祈願文を読んだことがないということであった。

ウ 平成29年11月頃、前記イの映画の撮影が終了した後、被告宏洋は、大川総裁に対し、清水が教義を理解していないことなどを説明し、清水を教団の広告塔にすることは他の信者に対して失礼ではないかとただした。
25 しかし、大川総裁が全く取り合おうとしなかったため、被告宏洋は、明確に、「あの子は二面性があるから信用できないし、結婚はできない。」、

「清水さんと結婚はしません。」と断った。すると、大川総裁は激しく怒るとともに、「おまえの考えは理解ができない。」などと述べ、衝撃を受けた様子であった。

大川総裁は、子の結婚相手は自分が決めたいという考え方をっており、思い入れの強い清水との結婚を被告宏洋が明確に拒否したことが大川総裁を激しく怒らせるとともに、ショックを与えたものである。

エ したがって、記載1の摘示事実は、真実である。

(3) 記載2の真実性について

ア 清水は、平成29年5月までを契約期間として、レプロエンタテインメント（以下「レプロ社」という。）という芸能プロダクションと契約をしていたところ、契約期間満了の約3か月前である同年2月中旬頃、突如、芸能界からの引退及び原告に出家したことを発表し、仕事を一方的にキャンセルした。これに前後して、清水はレギュラー出演していたテレビ番組を欠席、降板したり、出演していたラジオ番組の打切りが発表されるなどした。

他方で、清水は、同月11日から同月14日にかけて、原告のグループ会社である幸福の科学出版のインタビューを受け、同月17日、同社から書籍を出版しており、ドクターストップにより仕事の継続が不可能になっていたということはない。

イ 清水が、前記アのとおり、芸能界からの引退及び原告への出家を発表し、仕事を一方的にキャンセルしたのは、大川総裁が、被告宏洋と清水との結婚を強引に勧め、清水に、レプロ社を辞めるよう求め、清水がこれを承諾したからである。

ウ したがって、記載2の摘示事実は、真実である。

(4) 記載3の真実性について

ア 大川家では、勉強について非常に厳しい指導がされていた。被告宏洋は、

4、5歳の頃から学歴の目標が定められ、大川総裁から、「麻布中学校か開成中学校に行って、東大法学部に現役で合格しなさい。」と言われていた。

また、被告宏洋は、大川総裁から、繰り返し、「東大早慶以外は大学ではない。」、「他の大学は専門学校以下である。」と言われていた。

被告宏洋は、中学受験で麻布中学校及び慶應義塾中等部に不合格となり、自宅の2階にあった部屋を剥奪され、スタッフのスペースである1階の一室に移された。また、高校では、早稲田大学高等学院に合格したが、1年で中退して、青山学院高等部に転校した。こうして、被告宏洋は、「中学から麻布か開成に行って、東大法学部に現役で合格しなさい。」、「東大早慶以外は大学ではない。」という大川総裁の教えから外れてしまったため、自宅から追い出され、教団職員寮に引越しをするという憂き目にあった。

イ 「絶対に一番になれ。」というのが大川総裁の唯一の教えであり、被告宏洋は、大川総裁から、「宏洋、お前も一番を取り続けなさい。二番以下はビリと一緒にだ。」との教えを受けた。

ウ 大川総裁の長女である咲也加（以下「咲也加」という。）は私立の名門である豊島岡女子学園中学校、同高等学校、お茶の水女子大学に通った。また、大川総裁の次男である真輝（以下「真輝」という。）は、開成中学校、同高等学校を経て、早稲田大学を卒業した。さらに、三男である裕太（以下「裕太」という。）は、麻布中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部に現役合格した。次女である愛理沙（以下「愛理沙」という。）は原告グループの幸福の科学学園中学校、同高等学校を卒業して、ハッピー・サイエンス・ユニバーシティに進学した。

このように、被告宏洋以外の兄弟姉妹は、大川総裁の教えにのっとり、名門中高及び東大早慶クラスの大学を卒業している。

エ したがって、記載3の摘示事実は、真実である。

(5) 相当性について

本件各記載は、大川総裁と被告宏洋の家庭内での具体的なやり取りについて、被告宏洋に対する6時間にも及ぶインタビューに基づいて報じるものであるところ、被告宏洋は、正に当該やり取りの当事者であるから、その内容を信用することができる。

そして、記載1について、被告宏洋が原告と決別したという事実を踏まえると、被告宏洋と大川総裁との間に決定的な対立があったと推認することができる。清水との婚姻をめぐって親子間で争いが生じ、決定的な対立となったという事実経過は、自然かつ合理的である。

また、記載2について、清水が、突如として所属していた芸能事務所を辞め、原告に出家した背景には、原告の積極的な関与があったと推認することができる。大川総裁が、被告宏洋に対して清水との結婚を推し進めていたという事実経過は、自然かつ合理的である。

さらに、記載3について、大川総裁の教育方針は、被告宏洋の居住場所の推移や、その弟や妹が卒業した学校、大学等の事実によって裏付けられている。

このように、被告文藝春秋は、被告宏洋のインタビューにおける供述内容の自然さや合理性、裏付けの有無等を慎重に吟味して、本件記事を掲載した。

したがって、被告文藝春秋において、被告宏洋が述べたことを真実であると信じるにつき相当の理由があった。

【原告の主張】

(1) 公共性及び公益目的について

ア 公共性については、認める。

イ 公益目的については、争う。被告宏洋については専ら自己の正当化及び

プロモーション目的によるものであり、また、被告文藝春秋については、被告宏洋のこのような目的を利用するなどして営利を図る目的によるものであり、公益目的に基づくものではない。

(2) 記載1の真実性について

5 被告宏洋は、平成29年1月25日、清水の出家に全面的に賛成した上で、清水との結婚を自ら言い出したのであり、同日、大川総裁が被告宏洋に「清水と結婚しなさい。」という旨を述べた事実はない。

10 また、平成29年11月18日、清水も同席して行われた会食の際に、被告宏洋が「僕は千眼さん（清水）と結婚をするつもりはないんで、千眼さん本人に伝えておいたほうがいいんじゃないですか。」と述べたことはあったが、大川総裁が被告宏洋に対して「清水と結婚しなさい。」という旨を述べた事実はなく、大川総裁が、「強く怒り、またショックを受け」る理由もない。

したがって、記載1の摘示事実は、真実ではない。

15 (3) 記載2の真実性について

清水が、レプロ社を辞め、原告に出家した背景は、清水が、自身の使命が宗教活動にあることの自覚を強く示しつつ、清水の心身の状態が限界に達しており、緊急に宗教的救済の必要があると判断されたことによるのであって、大川総裁が、被告宏洋と結婚させるために清水に連絡し、レプロ社を契約途中で辞めることを承諾させたとの事実はない。

20 また、清水は、平成29年1月24日に出家を決意してから、仕事を徐々に整理していく予定であって、同年2月6日までは仕事を続けた。しかし、心身の状態が著しく悪化し、同月7日及び8日に医師から就労制限が必要と診断され、同月7日以降仕事に行くことができなくなったのであって、出家の承諾の「翌日から仕事を一方的にキャンセルし、撮影現場に行かなくなった」わけではない。

したがって、記載2の摘示事実は、真実ではない。

(4) 記載3の真実性について

大川総裁は、人間の中身や、全人格的な力を重視しており、特定の大学以外を許容しないという教育方針はとっていないのであって、被告宏洋に対し、

5 「とにかく東大法学部に現役合格せよ」、「東大早慶以外は大学ではない」と述べるような教育方針を示していない。このことは、大川総裁が、咲也加に対して、いわゆる「東大早慶」ではなく、お茶の水女子大学の受験及び進学を勧めたことなどにも表れている。

また、「何事も一番でなければ意味がない」というのは、大川総裁が、その父から「どんな田舎の学校であっても、どんな小さな学校であっても、一番の人だけは違う。」と励まされたことがあるという体験をその著書で述べていたのを、被告宏洋が、あたかも大川総裁の教育方針であったかのように述べたものである。大川総裁は、自身の著書において、「順位が一番であるか二番であるかというようなことは、いまの時点で振り返ったならば、大した

10

15

ことではありません。」と述べている。

したがって、記載3の摘示事実は、真実ではない。

(5) 相当性について

本件記事の掲載前から、被告宏洋は、原告からの退職時期等をめぐり原告と対立関係にあり、被告宏洋に自己の正当化を図る目的や本件雑誌に取り上げてもらうことで自らの知名度を上げる目的があることなど、虚偽を語る動機が存在する。そして、被告文藝春秋は、被告宏洋が原告と対立関係にあることや、映画等の制作や俳優の仕事を行っていきたいと考えていることを知っていたのであるから、被告宏洋が、原告に対して、虚偽の誹謗中傷や虚偽のセンセーショナルな発言を行う動機を有していたことを容易に想定することができた。

20

25

したがって、被告文藝春秋は、被告宏洋の発言が真実であるか否かについて

て、報道機関として、慎重に吟味する必要があった。

そして、原告は、本件記事に関する被告文藝春秋からの質問に対し、大川
5 総裁が清水との結婚を強制しようとしたこと及び清水の出家が結婚目的であ
ったことについて全面的に否定していたにもかかわらず、被告文藝春秋は、
被告宏洋以外への取材を一切行うことなく、被告宏洋の発言をあたかも真実
であるかのように取り上げ、本件記事を掲載した。

また、大川総裁の教育方針については、被告文藝春秋は、原告側に一切取
材を行うことなく、被告宏洋の語った内容をそのまま掲載した。

したがって、被告文藝春秋において、本件各記載を真実と信ずるにつき相
10 当な理由は存在しない。

6 争点3（被告宏洋の情報提供行為と原告の社会的評価の低下との間の因果関
係の有無）に関する当事者の主張

【原告の主張】

- 15 (1) 被告宏洋は、被告文藝春秋からのインタビューに応じ、自己の発言が本件
雑誌に掲載されることを承諾するとともに、本件記事の原稿確認を行ってい
るから、被告宏洋と被告文藝春秋は、あらかじめ意思を通じていたのであつ
て、被告宏洋は、一連の行為について被告文藝春秋と連帯して責任を負う。
- 20 (2) 仮に、被告宏洋に被告文藝春秋との意思を通じた行為までは認められない
としても、本件各記載の内容は、いずれも、原告及び大川総裁に関するセン
セーショナルな情報であり、かつ、特定の原告関係者以外には被告宏洋のみ
がその存否を知り得る事実であり、被告文藝春秋による独自の確認、検討は
25 期待できないから、被告宏洋の発言がそのまま記事として掲載される高度の
蓋然性があった。そして、本件各記載の内容は、被告宏洋以外の第三者に対
する取材が期待できないため、被告文藝春秋から被告宏洋への取材が一度限
りということではなく、原稿確認を含めた追加取材や、原告への取材結果を受
けた事実確認等のやり取りが発生するのが一般である。したがって、被告宏

洋は、このような一連の取材プロセスにおいて、自己の発言がそのまま本件雑誌に掲載されることに同意し、又は、自己の発言がそのまま記事に使用される蓋然性が高いことについて認識していた。

- 5 (3) 以上のとおりであるから、被告宏洋の情報提供行為と原告の社会的評価の低下との間には因果関係がある。

【被告らの主張】

- 10 (1) 本件雑誌の編集部では、情報提供者から情報の提供を受けた記者による判断のみで記事の掲載に至ることはなく、記事を掲載するかどうかは、編集長や複数のデスク（記事の編集や取材を統括する役職）が取材結果を検討した上で、編集部としての判断によって決定している。そして、本件記事も編集部内における確認、検討等を経て、独自の編集権に基づき掲載を決定したものであり、被告宏洋の発言内容がそのままの形で本件雑誌に掲載されたという事実はない。

15 したがって、被告宏洋が、自身の発言内容がそのままの形で記事として掲載されることに同意していた事実はない。

- (2) また、出版社は、情報提供者以外の関係者の証言等により慎重な裏付けを行った上で記事の掲載の可否を決するのが常態であるから、被告宏洋が、自らの発言内容がそのままの形で雑誌等に掲載される蓋然性が高いことを認識していたということもない。

- 20 (3) 以上より、被告宏洋の情報提供行為と原告の社会的評価の低下との間に因果関係はない。

7 争点4（原告の損害の有無、損害額及び謝罪広告の要否）に関する当事者の主張

【原告の主張】

- 25 (1) 損害の重大性

ア 記載1及び記載2について

清水の出家は全国的に報じられた。そして、そのような出来事の背景で、大川総裁が被告宏洋の人格を意に介さず無理に結婚させようとし、さらに、息子の結婚という私益目的で周囲に多大な迷惑を与える非常識な連絡を行っていたことを記載した記載1及び記載2は、原告の印象を著しく悪化させ、社会的評価の低下による著しい影響を与えるものである。

イ 記載3について

記載3は、大川総裁の教育方針の異常性を殊更に強調することで、教育事業を展開する原告の教育に関する教義及び信者子弟の教化育成方針についての信用の根幹を揺るがす記述である。

ウ 本件雑誌は、我が国の最大手の出版社が発行する有力な週刊誌であり、全国の書店等で毎号約30万部を超える部数が発売されている。また、本件記事の「結婚強制」という見出しは、多数の新聞広告として全国に頒布され、電車の中吊り広告やインターネット上でも多数の国民の目に触れることになった。これによる原告の社会的評価の低下は、全国的規模で多数の国民に広められたものであり、極めて重大なものである。

(2) 行為の悪質性

被告宏洋は、本件各記載の内容について、虚偽であることを知りつつ具体的かつ詳細に虚構を作り上げて、真実と偽って拡散した。被告宏洋の行為は、清水の厚遇と自らの冷遇への恨みなどに加え、原告に対する誹謗中傷による「炎上」等を自らのプロモーションにつなげる売名を目的としたものであり、その動機も悪質である。また、被告宏洋は、本件訴訟における同人の本人尋問後のYouTubeの動画で、裁判を軽視するかのような発言をしており、このような発言も、被告宏洋の悪質性を基礎付ける事情といえることができる。

被告文藝春秋は、被告宏洋の発言を、何らの裏付けもとらないまま、センセーショナルな見出しを付して本件雑誌に掲載し、大きな話題を呼んだ出来事を利用して販売部数を伸ばそうとした。



したがって、被告らの行為は、いずれも悪質である。

(3) 損害額について

前記(1)及び(2)からすれば、本件各記載がされたことの原告の損害額は、5000万円を下回ることはない。

また、被告らの不法行為と因果関係のある弁護士費用は、500万円である。

(4) 謝罪広告について

本件各記載による原告の社会的評価の低下の広範さと深刻さに鑑みると、金銭による賠償のみによって原告の損害は回復されるものではなく、多数の読者に対し、それが真実に反することを周知させることが必要である。また、被告宏洋は、本件訴訟における同人の本人尋問後のYouTubeの動画で、裁判を軽視するかのような発言をしており、裁判の結果にかかわらず、名誉毀損行為の継続や二次的被害が生じることが予想される。他方で、謝罪広告の掲載に伴う被告文藝春秋の負担は限定的である。

したがって、謝罪広告を行うことが必要かつ相当である。

【被告らの主張】

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記第2の2の前提事実等のほか、証拠（甲9、10の1及び2、12から18まで、21から25まで（枝番号を含む。）、37、乙5、証人竹内久顕、被告宏洋）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) 被告宏洋の学歴・結婚歴等

ア 被告宏洋は、中学受験で麻布中学校に不合格となり、東京学芸大学附属竹早中学校に進学し、高校受験において、早稲田大学の附属校である早稲田大学高等学院を受験し、補欠合格となり、同校に入学したが、大川総裁

の許可を得て、青山学院高等部に転校し、そのまま同大学に進学した（被告宏洋42頁、弁論の全趣旨）。

また、咲也加は、豊島岡女子学園中学・高校からお茶の水女子大学に、真輝は開成中学・高校から早稲田大学に、裕太は麻布中学・高校から東京大学に、愛理沙は幸福の科学学園中学・高校からハッピー・サイエンス・ユニバーシティにそれぞれ進学した（甲25、乙5）。

イ 被告宏洋には、本件記事が掲載される以前に離婚歴があり、そのときの結婚相手は、原告とは関係のない、被告宏洋の大学の後輩であった。この結婚は恋愛結婚であり、被告宏洋が大川総裁から強制されるようなことはなかった（乙5、被告宏洋6頁、45頁）。

(2) 清水の出家等について公表に至る経緯

清水は、平成29年1月24日、原告から出家の許可を得て、出家することを決意した。そして、同年2月1日（同月2日にレプロ社に到達）、清水は、代理人を通じてレプロ社に対して、精神的にレプロ社の業務を続けることが困難な状態になり、出家をして原告の僧職者となることを理由として、専属芸術家契約の解約を申し入れ、同月28日又は同年5月20日をもって同契約が終了すると伝えた（甲21の1及び2）。

そして、清水は、レプロ社に対し、当該申入れの当初は、少なくとも同年2月中の仕事については継続して行うことを申し入れていた。しかし、清水は、同月7日、医師より、「抑うつ、不安、不眠、頭痛、耳鳴、腹痛、焦燥、下痢等心身症状が顕著に出現している。症状改善のためには、自宅療養が必要と考える。就労制限は必須の状況にある。」との診断を受け（甲23）、同月8日には、別の医師より、「今後約6ヵ月間の自宅安静と通院治療が必要である」との診断を受けた（甲24）。そこで、清水は、同月7日以降の仕事キャンセルするに至り、その旨レプロ社に通知した（甲22）。

これを受けて、清水及び原告は、同月12日、清水が心身の不調により出

家して芸能界を引退することを公表し、このことはスポーツ紙を始め、複数のマスコミで報道された。

(3) 被告文藝春秋による取材の経過

ア 本件雑誌の編集部の記者は、被告宏洋のインタビューを行った上で、本件記事の掲載に先立ち、平成31年2月18日、原告に対し、「小誌の取材では、大川総裁が長男宏洋氏に対して千眼美子さんとの結婚を強制しようとしたと聞いておりますが、事実でしょうか。」（以下「質問1」という。）、「千眼さんは長男宏洋氏と結婚するために所属事務所を辞め、出家したと聞いておりますが事実でしょうか。」（以下「質問2」という。）等の質問を記載した「取材のお願い」と題する書面を送付した（甲12）。さらに、同日、「大川総裁の長男・宏洋氏は教団を『退職した』とする一方で、教団側は『休職中』としていると聞いております。このことについて、教団の見解をご教示ください。」（以下「質問3」という。）等の質問を記載した「取材のお願い（追加分）」と題する書面を送付した（甲13）。なお、これらの書面には、記載3に関する質問事項は記載されていない。

これに対し、原告は、同日、当該記者に対し、「回答書」と題する書面を送付し、質問1に対しては「全く事実ではありません。大川総裁が宏洋氏に千眼氏との結婚を強制した事実は一切ありません。（中略）大川総裁から結婚を勧めたことは一度もありません。」と、質問2に対しては「全く事実ではありません。千眼美子氏はそもそも（中略）結婚云々の話を全く耳にしておらず、結婚のために出家したという事実は一切ありません。」と、質問3に対しては「宏洋氏は当教団の人事担当者及び弁護士と面談し、休職に関する書面を受領した上で、“退職”ではなく『休職』することを合意しております。」と回答した（甲14）。

イ 被告宏洋は、本件記事が出版される前に、本件記事の原稿を読み、内容

に間違いがないことを確認した（被告宏洋19頁）。

2 争点1（本件各記載による原告の社会的評価の低下の有無）について

(1) 名誉を毀損するとは、人の社会的評価を低下させることをいうところ、ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものと解される（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。また、上記判断は、当該記事の記載のみならず、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮した上で判断すべきである。

(2) 記載1について

ア 記載1は、大川総裁の被告宏洋の結婚に関する言動に係るものであり、原告とは別人格の言動に係るものではある。

しかしながら、大川総裁は宗教法人である原告の教祖かつ信仰の対象であって、原告において絶対的な地位を有しており、社会一般においてもそのように認識されている（甲2、弁論の全趣旨）。そうすると、大川総裁の全人格に対する社会的評価は、原告の社会的評価に大きく影響するものであると認められる。

イ 前記アのとおり、記載1は大川総裁の被告宏洋の結婚に関する言動に係るものであるところ、親が子の結婚に関して、結婚相手を推薦することや、これを断られたことにショックを受け、憤慨することそれ自体は不自然なことではなく、そのような事実を摘示したからといって、直ちに当該親の社会的評価を低下させるものということとはできない。

しかしながら、前記第2の2(4)アの記載1の摘示事實は、「結婚強制」、「結婚を迫られた僕」、「僕も限界でした」、「父の趣味はウサギの繁殖です。昔から三十匹以上のウサギを飼って繁殖させていました。子供の結婚も同じ感覚なんでしょう。」などの評価に係る記載とも相まって、

大川総裁は、単に結婚相手を推薦するにとどまらず、子供の結婚に関する自由意思に反してでも特定の相手と結婚させようとしたとの印象を与えるものである。

また、本件記事が掲載された紙面の見開き上部の約3分の1を占める見出しに、「結婚強制」と大きなフォントで記載されており、このことは、上記の印象をより強いものにするといえる。

そして、大川総裁が宗教家であり、原告の教祖であることも考慮すれば、子供の結婚について上記のような現代の感覚とずれたものともいうべき対応をしたということは、大川総裁の社会的評価を低下させるものといえることができる。

ウ そして、宗教は信者の結婚にも大きな影響を有するものであるところ、宗教団体である原告にとって、教祖であり、信仰の対象である大川総裁が子供の結婚に対して上記のような考えを持っている人物であるとの印象を一般読者に与えることは、原告の社会的評価も低下させるものであると認められる。

(3) 記載2について

ア 前記第2の2(4)イの記載2の摘示事実は、一般読者に対し、大川総裁が、自分の息子と結婚させるため、周囲の者に迷惑をかけることをいとわず、原告の信者である芸能人に対し、所属する芸能事務所を辞めさせ、仕事をキャンセルさせるような人物であるとの印象を与えるものである。そして、本件記事において、出家騒動に関し、「清水が出演するテレビや映画は放送中止や差し替えを迫られるなど、大騒動に発生した」と記載されていることから、上記の印象は強められる。このように、原告の教祖である大川総裁が、息子と結婚させるために、その信者である芸能人に、周囲の者に迷惑をかけるような行為をさせたということは、原告の社会的評価をも低下させるものであると認められる。

5 なお、被告らは、仕事をキャンセルして現場に行かなくなったのは清水
であり、大川総裁や原告に関する事実ではないと主張する。しかしながら、
本件記事の構成に照らして、一般読者は、清水が仕事をキャンセルして現
場に行かなくなったのは、大川総裁の連絡によるものと受け取るものと解
されるから、被告らの上記主張は、採用することができない。

イ 原告は、前記アのほか、記載2が、一般読者に対し、清水の出家騒動の
真相は、原告の公式発表の内容と異なっていることから、原告が虚偽の発
表又は本当の事情を隠した発表をする団体であって信用できないとの印象
を与えるものであって、原告の社会的評価を低下させるものとも主張する。

10 確かに、前記1(2)のとおり、平成29年2月頃に、清水の出家について
の原告の公式発表の内容がマスコミにおいて報じられてはいる。しかし
ながら、本件記事においては、原告の公式発表の内容には一切触れられ
ておらず、原告の公式発表の内容が真実とは異なるとの記述もないこと、
原告の公式発表がマスコミ等で報じられてから本件記事が掲載されるま
15 で約2年が経過していることに照らせば、本件記事の一般読者が、原告
が清水の出家等に関し虚偽の発表等する団体であって信用できないとの
印象を受けるとは認められない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(4) 記載3について

20 前記第2の2(4)ウの記載3の摘示事実は、一般読者に対して、大川総裁が、
特定の大学以外の大学は大学の名に値しないなどと学歴を極めて重視すると
ともに、1番を取ることにこだわり、子供に対してそのような教育方針をと
っていたとの印象を与えるものであり、大川総裁が宗教家であって、原告の
教祖であることも考慮すれば、大川総裁の社会的評価を低下させるものと認
25 められる。

そして、宗教法人であり、かつ、そのグループにおいて中学校・高等学校

等も運営している原告（甲2）にとって、教祖であり、信仰の対象である大川総裁が上記のような考えを持っているとの印象を一般読者に与えることは、原告の社会的評価をも低下させるものであると認められる。

3 争点2（本件各記載の真実性・相当性）について

(1) 記載1について

ア 真実性について

記載1が摘示する事実が真実かどうかについては、被告宏洋の供述のほか、これを基礎付けるに足る証拠はなく、専ら被告宏洋の供述の信用性によることとなる。

そして、前記1(1)イのとおり、被告宏洋が過去にしていた結婚は恋愛結婚であり、当該結婚につき大川総裁から強制されたということはなかったにもかかわらず、その後の清水という特定の相手との結婚については強制されたとの被告宏洋の供述は、不自然さを否めない。また、後記(2)のとおり、清水がレプロ社を辞めて出家したのが被告宏洋との結婚が目的であったとは認められないことからすれば、被告宏洋が大川総裁から清水との結婚を強制されたということにも疑義を持たざるを得ない。これらのことからすれば、被告宏洋の供述を直ちに信用することはできない。

したがって、記載1の摘示事実が真実であると認めることはできない。

イ 相当性について

(ア) 被告宏洋について

前記アで述べたことからすれば、自ら事実を体験した被告宏洋において、記載1の摘示事実が真実であると信じるにつき相当の理由があったと認めることもできない。

(イ) 被告文藝春秋について

前記アのとおり、大川総裁に結婚を強制されたとの被告宏洋の供述は直ちに信用することはできないところ、取材を行った被告文藝春秋においても、被告宏洋の過去の結婚歴は容易に把握することができ、かつ、それに照らして、被告宏洋の発言内容の真実性について疑問を持ってしかるべきであったといえる。そして、被告宏洋は、原告との決別を宣言していたのであるから（甲1）、被告文藝春秋においては、被告宏洋の発言内容の信用性につき慎重に検討する必要があった。また、本件雑誌の記者からの質問に対し、原告は真実ではないと回答していた（前記1(3)ア）。これらの事情からすれば、被告文藝春秋においては、大川総裁を含む原告関係者や清水に取材をするなど、更なる裏付け取材をすべきであったにもかかわらず、これらの取材をしたと認めるに足る証拠はなく、既に原告から決別している被告宏洋の発言にのみ依拠して本件記事を掲載したと認められる。

したがって、被告文藝春秋において、記載1の摘示事実が真実であると信じるにつき相当の理由があったと認めることはできない。

(2) 記載2について

ア 真実性について

前記第2の2(4)の記載2の摘示事実のうち①（大川総裁が被告宏洋と結婚させるために清水に芸能事務所を辞めるように連絡したことなど）及び③（清水が芸能事務所を辞め出家した背景には①の事実があったこと）については、被告宏洋の供述の他に、これを裏付けるに足る客観的な証拠は存在しない。

そして、清水がレプロ社を辞めることを申し入れ、原告に出家し、仕事をキャンセルするに至ったのは、前記1(2)のとおり、清水の体調不良によるものと認められ、被告宏洋と結婚させるために清水にレプロ社を辞めさせたという被告宏洋の供述は、前記1(2)の事実経過と必ずしも整合

せず、直ちにこれを信用することはできない。したがって、大川総裁が、被告宏洋と結婚させるために、清水に連絡してレプロ社を辞めることを承諾させたと認めることはできない。

また、前記1(2)のとおり、清水の出家が決まったのが平成29年1月24日、清水がレプロ社に契約終了を申し入れたのが同年2月1日、清水が仕事をキャンセルするに至ったのが同月7日であることからすれば、記載2の摘示事実のうち②（大川総裁からの連絡の翌日に清水が仕事を一方的にキャンセルしたことなど）は、事実と反する。

したがって、記載2の摘示事実が真実であると認めることはできない。

イ 相当性について

(ア) 被告宏洋について

前記アで述べたことからすれば、自ら事実を体験したであろう被告宏洋において、記載2の摘示事実が真実であると信じるにつき相当の理由があったと認めることはできない。

(イ) 被告文藝春秋について

清水がレプロ社を辞めることを申し入れ、原告に出家し、仕事をキャンセルするに至った経過が前記1(2)のとおりであることは、その内容に照らして、被告文藝春秋においても、原告やレプロ社取材することにより、容易に知り得たものと認められる。また、被告文藝春秋は、平成31年2月18日に原告から「大川総裁から結婚を勧めたことは一度もありません。」、「千眼氏はそもそも結婚云々の話を全く耳にしておらず、結婚のために出家したという事実は一切ありません」と回答を受けたこと（前記1(3)ア）や、前記(1)ア及び後記(3)アのとおり、被告宏洋の発言には、客観的な事実と整合しない不自然な点があること、被告宏洋が原告との決別を宣言していること（前記(1)イ(イ)）からすれば、被告文藝春秋は、記載2の内容についても、レプロ

社に取材をするなど、更に事実関係の調査を尽くすべきであった。しかしながら、被告文藝春秋において、そのような取材を行ったと認めるに足りる証拠はなく、既に原告との決別を宣言している被告宏洋の発言のみに依拠して本件記事を公表したといえる。

したがって、被告文藝春秋において、記載2の摘示事実が真実であると信じるにつき相当の理由があったと認めることはできない。

(3) 記載3について

ア 真実性について

前記1(1)アのとおり、大川総裁は、被告宏洋が、早稲田大学の附属校である早稲田大学高等学院から「東大早慶」以外の大学である青山学院大学の附属校である青山学院高等部に転校することを認めており、また、咲也加はお茶の水女子大学に進学している。これらの事実は、大川総裁が、「とにかく東大法学部に現役合格せよ」、「東大早慶以外は大学ではない」と述べ、そのような教育方針をとっていたという記載3の摘示事実とは整合しない。

また、「何事も一番でなければ意味がない」との教育方針をとっていたとの記載3の摘示事実についても、大川総裁が、昭和63(1988)年に出版されたその著書において、父親から「一番だけは違う」などと言われていたことについて、「番号が一番であるか、二番であるかというようなことは、今の時点で振り返ったならば、たいしたことではありません」などと記載していること(甲35)に照らして、直ちに真実であると認めることはできない。

したがって、記載3の摘示事実が真実であると認めることはできない。

イ 相当性について

(ア) 被告宏洋について

前記アで述べたことからすれば、自ら事実を体験したであろう被告宏洋において、記載3の摘示事実が真実であると信じるにつき相当の理由があったと認めることはできない。

(イ) 被告文藝春秋について

5 本件記事自体において、被告宏洋が「高校は早稲田大学高等学院に進学しましたが、一年で青山学院高等部に入学し直しました」と話したことが記載されている。また、被告文藝春秋は、被告宏洋や原告関係者に、弟や妹の学歴を取材すれば、咲也加はお茶の水女子大に進学していたことなど、被告宏洋の供述した大川総裁の教育方針が真実であることに疑問を有すべき事実が容易に判明したはずである。しかしながら、被告文藝春秋は、記載3の内容については、記載1及び2と異なり、原告関係者等に取材すら行っていない。

したがって、被告文藝春秋において、記載3の摘示事実が真実であると信じるにつき相当の理由があったと認めることはできない。

15 4 争点3 (被告宏洋の情報提供行為と原告の社会的評価の低下との間の因果関係の有無) について

被告宏洋は、被告文藝春秋からインタビューを受けるとともに、本件記事が出版される前に、本件記事の原稿を読み、内容に間違いがないことを確認していること(前記1(3)イ)からすれば、本件記事の内容を認識し、また、これが本件雑誌に掲載されることを承諾していたと認められ、被告宏洋の被告文藝春秋に対する情報提供行為と原告の社会的評価の低下との間に因果関係があると認められる。

また、上記のことから、被告らの行為は、共同不法行為であって、原告に対し、連帯して後記5の原告の損害を賠償する責任を負うと認められる。

25 5 争点4 (原告の損害の有無、損害額及び謝罪広告の要否) について

(1) 損害額について

5 本件記事の内容、多数の信者を有する宗教団体であるという原告の性格、
本件雑誌は多数の出版部数を有する著名な週刊誌であること（弁論の全趣
旨）、本件見出しが掲載された広告が全国紙に掲載され、電車の中吊り広告
等も行われていること（甲3、弁論の全趣旨）その他本件に現れた一切の事
情を総合すると、本件記事の本件雑誌への掲載によって原告が被った社会的
評価の低下に対する慰謝料は、300万円とするのが相当である。

また、被告らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、30万円と
するのが相当である。

10 (2) 謝罪広告の要否について

謝罪広告は、その性質上、名誉回復のためにその必要性が特に高い場合に
限って命ずるのを相当とする措置であると解すべきところ、本件に現れた一
切の事情を考慮しても、原告の名誉を回復するために前記(1)の損害賠償に加
えて謝罪広告を行うことが必要であるとは認められない。

15 第4 結論


よって、原告の請求は、被告らに対し、連帯して330万円及びこれに対す
る被告らに対する訴状送達の日（被告文藝春秋については令和2年3月
18日（ただし、被告宏洋との連帯の範囲は同月25日）、被告宏洋につい
ては同月25日）からの遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからその限
度で認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決
20 する。

東京地方裁判所民事第32部

裁判長裁判官

坂本 三郎 

裁判官

野口 晶寛 

裁判官

原 健志 

謝罪広告目録

1 謝罪広告の内容

幸福の科学の記事に関するお詫び

当社は、当社発行の週刊誌「週刊文春」2019年2月28日号において、「大川隆法長男（29）独白6時間『清水富美加との“結婚強制”』」と題し、あたかも幸福の科学が、“自らの子供に意に沿わない結婚を強制し、子供と結婚させるため人気芸能人の仕事を強制的に途中放棄させるとともに、学歴至上主義を子供に植え付ける不寛容かつ独善的な教祖に率いられた宗教法人である”かのような記事を掲載しましたが、そこに記載した内容はいずれも事実と反しておりました。

同記事の掲載により、幸福の科学およびその関係者の皆様に対して多大なるご迷惑をお掛けしましたので、同記事内容を取り消したうえ、ここに謹んでお詫び申し上げます。

令和 年 月 日

株式会社文藝春秋代表取締役社長 中部 嘉人
週刊文春編集長 加藤 晃彦

幸福の科学 御中

2 掲載条件

(1) 掲載場所

週刊誌「週刊文春」のいずれかの頁1面に。

(2) 使用活字

1行目の見出しについては、14ポイント・ゴシック活字。2行目以下の本文部分については、12ポイント・明朝活字。

以上